四及び第五号並びに同条第二項第一号の二及び第一号の四に掲げる事業についての据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）又は当該市町村の申出があるときはその全部若しくは一部につき一時支払の方法	

（注）

一　表の第一号の㈠のア及び㈡のイ（同号の㈢又は㈣の規定によりこれらの規定の例による場合を含む。（注）の第三号及び第四号において同じ。）の支払期間の始期は、当該国営土地改良事業が完了した年度（当該事業によって生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十七条の五第一項の規定により復旧事業等を併せ行う場合においては、当該事業及び当該復旧事業等の全てが完了した年度）の翌年度の初日とする。ただし、次に掲げる部分の負担金についての支払期間の始期は、それぞれ次に定める年度の初日とする。

ア～カ　（略）

二～五　（略）

（平成十八年農林水産省告示第千二百七十二号の一部改正）

第六条　平成十八年農林水産省告示第千二百七十二号（土地改良法施行規則第三十八条の二等に規定する主要工事計画等であって農林水産大臣が定めるものを定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　土地改良法施行規則（以下「規則」という。）第三十八条の二第一号及び第六十七条の六第一号に掲げる事項であって農林水産大臣が定めるもの並びに規則第六十七条の十六第一号、第六十七条の二十三、第六十七条の三十及び第六十七条の三十三に規定する主要工事計画のうち農林水産大臣が定めるものは、次のとおりとする。	一　土地改良法施行規則（以下「規則」という。）第三十八条の二第一項第一号及び第六十七条の六第一項第一号に掲げる事項であって農林水産大臣が定めるもの並びに規則第六十七条の十六第一号、第六十七条の二十三、第六十七条の三十及び第六十七条の三十三に規定する主要工事計画のうち農林水産大臣が定めるものは、次のとおりとする。
㈠～㈤　（略）	㈠～㈤　（略）
二　規則第三十八条の二第二号に掲げる事項及び規則第六十七条の六第三号に掲げる事項のうち同条第一号に掲げる事項に係るもので農林水産大臣が定めるもの並びに規則第六十七条の十六第一号、第六十七条の二十三、第六十七条の三十及び第六十七条の三十三に規定する事業費で主要工事計画に係るもののうち農林水産大臣が定めるものは、主要工事計画に係る事業費（国営土地改良事業にあっては、平成二十一年度以降の予算に係る営繕費及び宿舎費並びに平成二十二年度以降の予算に係る農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費（食料安定供給特別会計国営土地改良事業勘定に係るものについては土地改良事業工事諸費）を除く。）が十パーセント以上変動する場合（次に掲げる場合を除く。）における当該事業費とする。	二　規則第三十八条の二第一項第二号に掲げる事項及び規則第六十七条の六第一項第三号に掲げる事項のうち同項第一号に掲げる事項に係るもので農林水産大臣が定めるもの並びに規則第六十七条の十六第一号、第六十七条の二十三、第六十七条の三十及び第六十七条の三十三に規定する事業費で主要工事計画に係るもののうち農林水産大臣が定めるものは、主要工事計画に係る事業費（国営土地改良事業にあっては、平成二十一年度以降の予算に係る営繕費及び宿舎費並びに平成二十二年度以降の予算に係る農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費（食料安定供給特別会計国営土地改良事業勘定に係るものについては土地改良事業工事諸費）を除く。）が十パーセント以上変動する場合（次に掲げる場合を除く。）における当該事業費とする。
㈠～㈤　（略）	㈠～㈤　（略）
三　規則第三十八条の二の二、第三十九条の二、第六十七条の二及び第六十七条の四の二に規定する事項並びに規則第六十七条の六第二号に掲げる事項であって農林水産大臣が定めるものは、次のとおりとする。	三　規則第三十八条の二の二及び第六十七条の二に規定する事項並びに規則第六十七条の六第一項第二号に掲げる事項であって農林水産大臣が定めるものは、次のとおりとする。
㈠～㈣　（略）	㈠～㈣　（略）

四及び第五号並びに同条第二項第一号の二及び第一号の四に掲げる事業についての据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）又は当該市町村の申出があるときはその全部若しくは一部につき一時支払の方法	

（注）

一　表の第一号の㈠のア及び㈡のイ（同号の㈢又は㈣の規定によりこれらの規定の例による場合を含む。（注）の第三号及び第四号において同じ。）の支払期間の始期は、当該国営土地改良事業が完了した年度（当該事業によって生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十七条の五第一項の規定により災害復旧等を併せ行う場合においては、当該事業及び当該災害復旧等の全てが完了した年度）の翌年度の初日とする。ただし、次に掲げる部分の負担金についての支払期間の始期は、それぞれ次に定める年度の初日とする。

ア～カ　（略）

二～五　（略）